

受付番号	質問	回答
1	北陸地区での今後の動向・自治体の方針など具体的な内容を知りたい。	北陸地方の自治体の今後の方針、具体の事業案件等については、承知しておりませんが、国土交通省としては積極的に支援していく方針としております。
2	北陸地区での今後の動向・自治体の方針など具体的な内容を知りたい。	北陸地方の自治体の今後の方針、具体の事業案件等については、承知しておりませんが、国土交通省としては積極的に支援していく方針としております。
3	「小さな」PFI事業に対する行政の確認と推進状況を教えてください。	一般的には、PFI事業としては、ある程度の事業規模があることが必要といわれておりますが、比較的簡単なスキームの事業については、数億円程度のものも実施されております。
4	学校建設は、PFI事業になじむのか？	当省としては、学校建設のPFI事業の内容について承知しておりませんが、独立行政法人大学、地方公共団体の学校の事例があります。
5	今後PFIは更に普及していくと考えられますか。	PFI事業について、今後どの程度の件数が見込まれるかについては把握できておりませんが、国土交通省としては積極的に支援していく方針としております。
6	地方自治体の公的施設については、指定管理者制度への移行が規定されましたが、国の施設についてはどのような考え方になっているのかお聞きしたい。(PFIのめざすところと似ている制度とかんじておりますれば)	現在、国の公的施設については、指定管理者制度と同様の制度はありません。なお、当省所管の公物管理法との関係において、PFI事業者は、協定等で定めることにより、様々な公物管理業務を行うことが可能であると考えております。
7	(財)区画整理促進機構では民間事業者研究会を組織化して事業立件と民間参加しやすい方策を分科会形式で毎年討議し、国交省に制度改善の進言(提言)としている活動があります。これと同様に、PFIについても組織化(民間主体で)している活動はあるのでしょうか。	PFIに特化したものとしては、特定非営利活動法人日本PFI協会が組織されており、PFI制度に関して、地方公共団体、民間企業への普及活動、政府関係機関に対する政策提言等の活動を実施されています。また、経団連等の団体等においても、政策提言等の活動が行われております。
8	<ul style="list-style-type: none"> ・道路管理におけるPFI実現の可能性とその課題は？ ・リスクの設定、責任の境界はどのように設定しているのか？ ・道路、河川、港湾などの各分野におけるPFIの浸透状況と課題、これからの展望は？ ・PFIを活用するために、行政が変化しないといけない点は？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・VFMがでる等、PFIに適した事業であれば、実施の可能性があると考えられます。 ・PFI事業において一般的には、リスクについては、それを明確化した上で、最もよく管理することが出来る者がリスクを分担することとされています。また、協定等において範囲及び内容について出来る限り具体的かつ明確に規定することとされています。 ・当省においては、例えば、道の駅、河川マリーナ、荷捌き施設等でPFI手法が活用されております。また、現在、羽田空港の国際線地区において、PFI手法の活用が検討されています。 ・行政としては、民間の創意工夫を活用をする観点から取り組むことが重要であると考えています。事業を具体化するにあたっては、基本方針に定めるところの、公共性原則、民間経営資源活用原則、効率性原則、公平性原則、透明性原則、客観主義、契約主義、独立主義等の考え方に沿って、法制度に則り、適切に検討、手続きを実施することが必要です。